

令和5年度 私立学校

体育館空調設備新規導入費助成事業のご案内

体育館における熱中症事故の発生を防止することにより、児童・生徒に対する良好な教育環境の確保を図るため、空調設備を有していない体育館に新たに空調設備を導入する経費の一部を助成します。

◇ 助成対象学種 ◇

都内の私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校、専修学校（高等課程）



◇ 助成対象事業 ◇

以下の内容を満たす事業が助成対象となります。

- (1) 体育館での授業活動等における児童・生徒の熱中症事故の発生を防止するため、体育館に新規に空調設備を導入すること。
- (2) 大規模災害等の発生時において、体育館を含む学校施設を災害時における避難所等として提供することを国や地元自治体等と合意していること。

※ (2)については、申請にあたり以下の書類が必要となります。

- ① 指定緊急避難場所等の指定に関する地元自治体との協定・覚書等の合意文書
- ② 災害時における避難所等として有効に機能することを示す書類

例：地域と学校の合同による防災訓練の実績や今後の実施計画等を示す書類



◇ 助成対象経費 ◇

助成対象となる経費は、以下のとおりです。詳細は、財団までお問い合わせください。

助成対象となる経費
(1)設計費:助成事業の実施に必要な設計に要する経費
(2)設備費:助成事業の実施に必要な設備・機器・器具等の購入、設置・据付等に要する経費(当該事業に係る土地の取得及び賃借料を除く。)
(3)工事費:助成事業の実施に必要な工事に要する経費(既存学校施設等の改修費等に相当するものを除く。)
(4)運搬費:助成事業の実施に必要な設備・機器・器具等に係る運搬搬入費
(5)その他本助成事業の実施に際し、特に必要と認められる経費

注意：助成対象とはならない経費(例)

- ・既に設置されている空調設備を取替更新する経費
(→財団が実施する省エネ設備等導入事業費助成金では対象となりうるので、活用をご検討ください。)
- ・既に空調設備が整備されている体育館に追加して空調設備を導入する経費
- ・体育館への据付式の設備ではなく移動させることが可能な空調機器で、体育館での長期的な固定及び使用が担保されない空調設備を導入する経費
- ・リース契約やレンタル契約による導入など、空調設備の所有権が学校には属さないものを導入する経費 など

◇ 助成対象経費限度額 及び 助成金交付限度額 ◇

助成対象経費限度額	助成金交付限度額	助成率
3,000万円/校	1,500万円/校	対象経費の1/2以内

◇ 申請期間 ◇

令和5年8月1日(火) ~ 令和5年10月31日(火) 消印有効

※しおりで詳細を必ず確認のうえ、申請書等を作成・準備されてください。

申請書類一式は、郵送をお願いいたします。

(様式は当財団ホームページからダウンロード)

◇ 助成金の交付決定、交付確定、交付の時期 ◇

(1) 助成金交付決定通知書送付：令和6年2月上旬(予定)

(2) 助成金交付確定通知書送付：令和6年3月中旬(予定)

(3) 助成金交付：令和6年3月下旬

◇ お問合せ先 ◇

事業内容の詳細は、財団ホームページのしおりで必ずご確認ください。

また、個別事前相談を実施しておりますので、ご希望がございましたら、是非お申込みください。

その他ご不明な点については、下記問い合わせ先まで。

公益財団法人東京都私学財団 振興部 振興課

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ11階

☎03-5206-7923

振興課専用アドレス：shinko-joseikin@shigaku-tokyo.or.jp URL：<https://www.shigaku-tokyo.or.jp/>

私学財団 助成事業

検索

